

託送料金相当額について

託送料金相当額とは、お客さまへのガスの供給に必要となるガス導管等の供給設備利用料金に相当する金額であり、お客さまにお支払いいただいているガス料金に含まれています。

託送料金相当額の計算方法については下記にてご確認ください。なお、より詳しい内容につきましては、「託送供給約款」をご確認ください。

◆2部料金の場合（主に家庭用・小規模業務用のお客さま）

適用される区分はガスのご使用量に応じて毎月決まります。適用される区分の「定額基本料金」と「従量料金（従量料金単価×ガスのご使用量）」を合計した金額が託送料金相当額となります。

託送料金表（2部料金）

（税抜）

適用区分		定額基本料金 （円／月）	従量料金単価 （円／m ³ ）	低圧導管利用 に係る従量料 金単価加算額 （円／m ³ ）
料金表A	0 m ³ から 20 m ³ まで	480.00	51.85	36.61
料金表B	20 m ³ を超え 800 m ³ まで	1,200.00	15.85	
料金表C	800 m ³ を超える場合	3,440.00	13.05	

※道路からお客さまの敷地内まで繋がる導管のうち、ガスの最高使用圧力が0.1メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として36.61円（税抜）が従量料金単価に加算されます。

【計算例】

1か月の使用量が22 m³（低圧導管利用）

使用量が20 m³を超え800 m³までですので、料金表Bが適用されます。

託送料金（税別）

$$\begin{aligned} & \text{(定額基本料金)} && \text{(従量料金+低圧加算)} \\ & 1,200.00 \text{ 円} & + & \{(15.85 \text{ 円} + 36.61 \text{ 円}) \times 22 \text{ m}^3\} \\ & = & 2,354 \text{ 円} & \text{(1円未満切り捨て)} \end{aligned}$$

消費税等相当額（消費税率10%の場合）

$$2,354 \text{ 円} \times 0.1 = 235 \text{ 円} \text{ (1円未満切り捨て)}$$

託送料金（税込 消費税率10%）

$$2,354 \text{ 円} + 235 \text{ 円} = \underline{\underline{2,589 \text{ 円}}}$$

◆ 3部料金の場合（主に業務用・産業用のお客さま）

ガス小売事業者（当社を含む）が、契約時に下記の2つの料金種別の内1つを選択します。選択された料金種別の「定額基本料金」と「流量基本料金（流量基本料金単価×契約最大払出ガス量）」と「従量料金（従量料金単価×ガスのご使用量）」の合計額が託送料金相当額となります。

託送料金表（3部料金）

（税抜）

料金種別	定額基本料金 （円／月）	流量基本料金単価 （円／m ³ ）	従量料金単価 （円／m ³ ）	低圧導管利用 に係る従量料 金単価加算額 （円／m ³ ）
料金表D	42,500.00	390.00	2.03	6.36
料金表E	78,000.00		1.60	

※契約最大払出ガス量（m³）は託送供給契約で定める払出ガス量の最大値をいいます。
※道路からお客さまの敷地内まで繋がる導管のうち、ガスの最高使用圧力が0.1メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として6.36円（税抜）が従量料金単価に加算されます。

【計算例】

料金種別：料金表E 契約最大払出ガス量 500 m³
1か月の使用量が 100,000 m³（中圧導管利用）

託送料金（税別）

（定額基本料金） （流量基本料金） （従量料金）
78,000.00円 + (390.00円×500 m³) + (1.60円×100,000 m³)
= 433,000円（1円未満切り捨て）

消費税等相当額（消費税率10%の場合）

433,000円×0.1=43,300円（1円未満切り捨て）

託送料金（税込 消費税率10%）

433,000円+43,300円=476,300円